

国有林の地域別の森林計画書

(吉井川森林計画区)

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

近畿中国森林管理局

ま え が き

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、吉井川森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

吉井川森林計画区の位置図



凡	例
府 県 界	
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課 長	野 木 宏 祐
	流域管理指導官	福 本 真 也
	林地保全企画官	高 井 和 巳
	計 画 調 整 官	大 井 秀 明
	計 画 調 整 官	片 桐 亜由美
	経 営 計 画 官	上 野 博 幸

2 樹立に従事した期間

自 令和4年 4月 1日

至 令和4年12月31日

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
(1)	自然的条件	1
(2)	社会経済的背景	2
(3)	森林計画区における国有林の位置付け	2
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	3
(1)	伐採立木材積	3
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積	3
(3)	林道の開設又は拡張の数量	4
(4)	治山事業	4
3	計画樹立に当たっての基本的考え方	4
II	計画事項	6
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1)	森林の整備及び保全の目標	7
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	7
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2	その他必要な事項	10
第3	森林の整備に関する事項	11
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
(2)	立木の標準伐期齢	13
(3)	その他必要な事項	14
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する基本的事項	14
(2)	天然更新に関する基本的事項	15
(3)	その他必要な事項	15

3 間伐及び保育に関する事項	16
(1) 間伐の標準的な方法	16
(2) 保育の標準的な方法	16
(3) その他必要な事項	17
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	17
(2) その他必要な事項	18
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	19
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	20
(3) 林産物の搬出方法等	20
(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	20
(5) その他必要な事項	21
6 森林施業の合理化に関する事項	21
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	21
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	21
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	22
(4) その他必要な事項	22
第4 森林の保全に関する事項	23
1 森林の土地の保全に関する事項	23
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	23
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその 搬出方法	24
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	24
(4) その他必要な事項	24
2 保安施設に関する事項	24
(1) 保安林の整備に関する事項	24
(2) 保安施設地区に関する事項	24
(3) 治山事業に関する事項	25
(4) その他必要な事項	25

3 鳥獣害の防止に関する事項	25
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針	25
(2) その他必要な事項	26
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	26
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	26
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	26
(3) 林野火災の予防の方針	26
(4) その他必要な事項	26
第5 計画量等	27
1 伐採立木材積	27
2 間伐面積	27
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	27
4 林道の開設又は拡張に関する計画	28
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	28
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	28
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	29
(3) 実施すべき治山事業の数量	29
第6 その他必要な事項	30
○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	30
(1) 法令により施業について制限を受けている森林	30
(2) 制限林の施業方法	32
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	34
1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	34
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35
別表2 鳥獣害防止森林区域	36

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	39
(1) 市町村別土地面積及び森林面積.....	39
(2) 地況.....	39
(3) 土地利用の現況.....	40
(4) 産業別生産額.....	41
(5) 産業別就業者数.....	41
2 森林の現況（国有林）	42
(1) 齢級別森林資源表.....	42
(2) 制限林普通林別森林資源表.....	47
(3) 市町村別森林資源表.....	48
(4) 制限林の種類別面積.....	51
(5) 樹種別材積表.....	53
(6) 荒廃地等の面積.....	53
(7) 森林の被害.....	54
(8) 防火線等の整備状況.....	54
3 林業の動向	55
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況.....	55
(2) 林業経営体等の現況.....	57
(3) 林業労働力の概況.....	58
(4) 林業機械化の概況.....	58
(5) 作業路網等の整備の概況.....	59
4 前期計画の実行状況	61
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積.....	61
(2) 間伐面積.....	61
(3) 人工造林・天然更新別面積.....	61
(4) 林道の開設又は拡張の数量.....	61
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	62
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	62
(1) 森林より森林以外への異動.....	62
(2) 森林以外より森林への異動.....	62
6 森林資源の推移	63
(1) 分期別伐採立木材積等.....	63
(2) 分期別期首資源表.....	64
7 その他	66
(1) 持続的伐採可能量.....	66

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

吉井川森林計画区は高梁・吉井川広域流域森林計画区に属し、岡山県東部に位置しており、北は鳥取県、西は旭川森林計画区、東は兵庫県に接し、南は瀬戸内海に面しています。その区域面積は251千haで、岡山県総面積の35%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、津山市をはじめとする5市5町1村です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）以下同じ。）は、北部から中部及び島しょ部に散在しており、その面積は15千haです。

イ 地勢

北部は、鳥取県境に連なる滝山(1,197m)、那岐山(1,255m)、後山(1,344m)等の中国山地を形成する標高1,000mを超える山々が並んでおり、急峻な地形が多くなっています。

中部は、500m以上の大起伏の山地を経て美作台地、津山盆地を形成し、大芦高原、吉井高原など400～500mの一連の山地傾斜面を持った中部高原地帯に続いています。

南部地域は吉井川沿いの平野部を除き100～300mの小起伏の低山を形成し瀬戸内沿岸に続いています。

主な河川として吉井川があり、岡山県苫田郡鏡野町の三国山（標高1,213m）にその源を發し、津山市で香々美川、加茂川等の支川を合わせながら南流し、赤磐市で吉野川、和気郡和気町で金剛川等の支川を合わせ流下し、岡山市の西大寺において瀬戸内海に注いでいます。

ウ 地質及び土壌

地質は、北部では中生代後期から新生代初期の花崗岩が大部分を占めていますが、鳥取県境の周辺地域に第三紀火山岩類と中生代後期～新生代初期火山岩類の安山岩及び玄武岩が分布します。一部に上部古生代の黒色準片岩、粘板岩を主体とする地層があり日本原を中心とした地域は洪積層が分布しています。中部の津山盆地は第三紀層で、その東部は地質が複雑で黒色準片岩、安山岩、その他の基岩が複雑に入り組んでいますが、安山岩、流紋岩、花崗岩類等、火成岩類が広く分布し、一部古生層がみられます。南部では深層風化作用を受けた花崗岩及び流紋岩が広く分布しています。

土壌は、北部では褐色森林土群が大部分を占め、乾性褐色森林土BB型は山頂尾根から山腹中部にかけて出現し、山腹から谷筋にかけて肥沃な適潤性褐色森林土BD、BD(d)型が分布しています。中部では褐色森林土群が広く分布していますが、乾性土壌の占める割合が大きく、適潤性土壌は古生層地帯や谷筋に限られています。南部では、未熟土が広く分布しています。

エ 気候

令和3年の北部（観測所：津山）の気候は、年平均気温 14.5℃、年降水量 1,608mm で、積雪量も多く日本海型気候に属しています。南部（観測所：和気）の気候は、年平均気温 14.8℃、年降水量 1,176mm で、晴れの日が多く比較的温暖な瀬戸内海型気候となっています。（令和3年気象庁資料）

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

森林面積は 184 千 ha で、森林率は 73%を占めており、岡山県全体の 68%とほぼ同水準となっています。（岡山県森林・林業統計（令和3年3月））

イ 人口及び産業の状況

人口は、29.4 万人で岡山県総人口の 16%となっています。

就業者数は 14.8 万人で産業別内訳は第1次産業が 8%（12.18 千人のうち林業就業者数 609 人）、第2次産業が 30%、第3次産業が 62%となっています。（令和2年国勢調査）

ウ 交通の状況

交通網は、JR 津山線、因美線、国道 53 号、国道 374 号がほぼ南北に走り上下流域の動脈を形成しています。

地域別に見ると、北部には JR 姫新線、中国自動車道が東西に走り、また国道 179 号が兵庫県境から津山市まで東西に走り、津山市から鏡野町を経て鳥取県へ連絡しています。南部地域は、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、赤穂線、山陽自動車道、国道 2 号、岡山ブルーラインが東西に走っています。このほか、主要地方道、市町村道が連結し機能しています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は 15 千 ha で、計画区の森林面積 184 千 ha の 8%を占めています。北部の中国山地に比較的大きな団地があり、南部には小団地の国有林が点在しています。

北部に所在する国有林は、中国山地の脊梁地帯に分布し、国土保全、水源涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たすとともに、西栗倉村、旧東栗倉村、旧加茂町、旧勝田町の一部には智頭林業の影響を受けた優れた林業地があり、地域林業の中核としての期待も担っています。

中部から南部に所在する国有林は、吉井川中流から瀬戸内海島しょ部にかけて大小の団地が散在し、水源涵養、山地災害防止等の公益的機能を有しています。また、自然公園（瀬戸内海国立公園等）に含まれる区域もあり、保健休養の場としても寄与しています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐は、官行造林の契約延長等により、伐採を見送ったことから計画を下回る実績となりました。

間伐は、実行段階で現地を精査し、一部の箇所を実施を見送ったことにより計画を下回る実績となりました。

単位：材積 m³、実行歩合 %、面積 ha

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主伐	間伐	総数
総 数	85,173	<2,863> 219,900	(10,000) 305,073	50,364	<707> 96,039	(5,920) 146,403	59	<25> 44	(59) 48

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成30～令和3年度実績と令和4年度見込量の合計です。

3 <>は間伐面積です。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は、分収林等の主伐を見送ったこと、主伐箇所のうち一部が現在搬出中であることから、計画を下回る実績となりました。

単位：面積 ha、実行歩合 %

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
166	85	51	166	85	51	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成30～令和3年度実績と令和4年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

開設は、計画どおりの実績となりました。

拡張は、集中豪雨等により発生した被災箇所について緊急性を考慮の上、実施しました。

単位：延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	1.3	1.3	100	—	7	皆増
うち林業専用道	1.3	1.3	100	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成30～令和3年度実績と令和4年度見込量の合計です。

3 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(4) 治山事業

保全施設は、未着手・未成のため実施はありませんでした。

保安林の整備は、ほぼ計画通りの実績となりました。

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区 分	計 画	実 行	実 行 歩 合
保 全 施 設	3	0	0
保安林の整備	77	75	97

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成30～令和3年度実績と令和4年度見込量の合計です。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即し、本計画区の国有林について、このような考え方にに基づき自然条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしたものです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分	総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地	
総 数	14,538.60	12,602.78	1,935.82	
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	3,624.19	3,038.23	585.96
	備 前 市	2,030.52	1,809.70	220.82
	瀬 戸 内 市	104.99	104.99	—
	赤 磐 市	502.54	387.76	114.78
	美 作 市	1,100.65	844.24	256.41
	和 気 町	1,334.26	1,219.60	114.66
	鏡 野 町	4,434.30	3,840.22	594.08
	奈 義 町	633.78	627.07	6.71
	美 咲 町	773.37	730.97	42.40

注：1 本表の面積は令和4年3月31日現在の数値です。

2 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です。

3 森林計画図の縦覧場所

大阪府大阪市北区天満橋 1 - 8 - 75

近畿中国森林管理局

岡山県津山市小田中 228 - 1

岡山森林管理署

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣

害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、森林資源の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ります。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

オ 文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱^{かくらん}により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔^{けいはん}林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を行います。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位：面積 ha、蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	10,588	9,700
	育成複層林	41	615
	天然生林	3,586	3,586
森 林 蓄 積		208	208

注：1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為※により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林が該当します。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層※を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林が該当します。

3 天然生林

主として天然力※を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）のことをいいます。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等からなる森林が該当します。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うことです。「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるものをいいます。「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することです。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案するとともに、伐採・搬出に当たっては、「主伐における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うものとし、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

ア 皆伐を行う森林

(7) 皆伐新植を行う森林

a 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行います。

b 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおりとします。

地区	樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安(年)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
全域	スギ	一般建築材	中仕立	20~24	40
	ヒノキ	一般建築材	中仕立	18~22	50
	マツ	一般材	中仕立	30	80

注：期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

c 伐区の形状その他立木の伐採・搬出に関する留意事項

(a) 国有林（公有林野等官行造林地を除く。）

<1> 伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十

分考慮します。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障がないよう、伐採の適否、伐採方法を決定します。

〈2〉 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね5ha以下とします。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

〈3〉 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうっ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努めます。

〈4〉 人工造林による育成複層林施業を行う場合は、効率的に施業を実施するため、帯状又は群状伐採を基本としますが、立地条件、下層木の生育状況等の現地の実態に応じて単木伐採も行います。

複層伐（更新伐）は原則としてスギ、ヒノキともおおむね60年生の時期に行い、複層伐（終伐）はおおむね120年生の時期に行います。

複層伐（更新伐）の伐採率は、上木の50%を基準とします。また、更新伐を実施する10年程度前までに間伐を実施し、必要な密度管理を行います。

〈5〉 積雪量100～250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

〈6〉 上記多雪地帯で、積雪の荷重による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度

としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく1 m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

〈7〉 林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網又は架線を適切に選択することとします。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮し、搬出方法を決定します。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあつてはその制限内容に従って行います。林産物の搬出は前項(a)に準じて行います。

(イ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であつて天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であつて、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 択伐を行う森林

択伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を択伐と指定された林分であつて、択伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して択伐率等を適切に定めます。林産物の搬出は前項アに準じて行います。

(2) 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

単位：年

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40	45	35	40	15	20

(3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を適確に把握した上で、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。複層林にあつては、原則としてスギ又はヒノキとします。

イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり 2,000 本を標準とします。複層林にあつては、群状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり 2,000 本を、単木伐採は、ヘクタール当たり 1,000 本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用に努めます。

地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として2年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う作業システムの導入に努めます。

(2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

イ 天然更新の標準的な方法

(ア) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

(イ) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ります。

(3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い技術開発を計画的に進めます。

3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

(1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

利用間伐に当たっては、選木作業の簡素化や効率的に間伐を実施するため、立木の生育状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を実施します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

(2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも配慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然生林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林を除き手を加えません。他の施業については次のとおりです。

- (ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育。）を図りつつ、根系の発達を確保します。

具体的には、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く。）を積極的に推進します。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の育成複層林への誘導を図ります。

- b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施業を行います。

(2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。特に、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起らないよう施設の整備を行います。

イ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	60	115
うち林業専用道	3	3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林や育成複層林の対象地にあつては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

※出典：林野庁「路網・作業システム検討委員会最終取りまとめ」

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法を定めます。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

(5) その他必要な事項

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進します。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に当たっては、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化とともに、これを通じた林業従事者の所得や労働環境の向上が課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、林業機械化の促進や稼働率の向上などに努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業従事者の就労環境の改善を図ります。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、稼働率及び労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体質強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の産地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託することとなっていることから、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営体の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、魚つき保安林及び砂防指定地とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	区 域		
津山市	56～86、117、131～135、1003、1004 ※津山市 1～5、7～14 ※青柳町内会 1 ※宮部上・下・中北下財産区 1	3,537.54	林地の適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更に当たっては十分留意する。
備前市	301、303～305、310、311、313、314、321～325、892～894、899、903、905～912 ※三国地区財産区(旧吉永町) 3 ※三国地区財産区 1、2	1,980.98	
瀬戸内市	900～902	103.07	
赤磐市	813-I、884、893～899 ※周匝財産区 1 ※山方財産区 1、2	482.25	
美作市	93～98、121、122、124～126 ※美作市 1～6 ※東内恵都子 1 ※海田生産森林組合 1、2	1,087.10	
和気町	301～303、306～309、316～320、884～891、893 ※佐伯町官行造林連合組合 1	1,240.24	
鏡野町	9～55、1001、1002 ※小林繁夫 外15名 1 ※小林弘 外13名 2 ※田淵修 1 ※羽出財産区 1 ※岡山県 1、2 ※小椋伸・廣澤秀樹 1 ※鏡野町財産区第六区 2 ※三木敬臣 1 ※影森恒雄 外3名 2 ※代表竹下佳樹 4 ※宗安慎一 外12名 3 ※鏡野町 1～9	4,402.07	
奈義町	87～92、118、119 ※豊並財産区 1、2	632.21	
美咲町	100～104、108、109、111～117 ※幻住寺 1 ※倭文西財産区 1	698.30	
計		14,163.76	

注：※は公有林野等官行造林地です。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法**
山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林」として指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

本計画区においては、指定はありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。また、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。その際、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮します。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林が指定されていない箇所、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う必要があれば、保安施設地区に指定します。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化に向けて、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち実施します。具体的には、流域治水の取組と連携を図りつつ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（囲いわな、くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入します。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

(4) その他必要な事項

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

第5 計画面等

1 伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	690	669	21	333	311	21	358	358	—
前半5カ年の計画量	(10) 350	349	2	153	151	2	198	198	—

注：1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

2 間伐面積

単位：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	3,925
前半5カ年の計画量	2,330

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	539	481
前半5カ年の計画量	307	—

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km、面積 ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用 道	美咲町	押渕 林業専用道	(1)1.00	104	○	①	
			計			(1)1.00			
拡張	自動車道	林道	津山市	大谷山林道	(3)0.06		○	②	
			鏡野町	遠藤林道 三ツ子原線	(2)0.04		○	③	
			計			(5)0.10			

注：（ ）は箇所数です。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積	前半5カ 年の計 画面積	備考
		保安林総数（実面積）	
水源かん養のための保安林	12,105	12,105	
災害防備のための保安林	1,181	1,181	
保健、風致の保存のための保安林	2,242	2,242	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養保安林	美作市	124	3	3	水源のかん養のため	
		和気町	888	2	2		
		美咲町	102	19	19		
	保健保安林	鏡野町	29～31	93	93	公衆の保健のため	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

権限別	種類	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
大臣	水源かん養保安林	—	—	627	627	627
	土砂流出防備保安林	—	—	1,029	1,029	1,029
	魚つき保安林	—	—	827	827	827

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業 施工 区域数	前半5カ年 の計画	主な工種	備考
市町村	区域				
津山市	65、66、70、71、 75、81、82	7	1	山腹工、 溪間工	
合計		7	1		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
水 源 かん 養 保 安 林	津 山 市	56～86、117、131～135、1003、 1004 ※津山市 1～5、7～14 ※青柳町内会 1 ※宮部上・下・中北下財産区 1	3,515.69	
	備 前 市	301、303～305、310、311、313、 314、892 ※三国地区財産区(旧吉永町) 3 ※三国地区財産区 1、2	550.43	
	瀬 戸 内 市	900	46.18	
	赤 磐 市	813-I、884 ※周匝財産区 1 ※山方財産区 1、2	106.83	
	美 作 市	93～98、121、122、124～126 ※美作市 1～6 ※東内惠都子 1 ※海田生産森林組合 1、2	1,084.15	
	和 気 町	301～303、306～309、318～320、 884～891 ※佐伯町官行造林連合組合 1	1,081.45	
	鏡 野 町	9～55、1001、1002 ※小林繁夫 外15名 1 ※小林弘 外13名 2 ※田淵修 1 ※羽出財産区 1 ※岡山県 1、2 ※小椋伸・廣澤秀樹 1 ※鏡野町財産区第六区 2 ※三木敬臣 1 ※影森恒雄 外3名 2 ※代表竹下佳樹 4 ※宗安慎一 外12名 3 ※鏡野町 1～9	4,371.24	
	奈 義 町	87～92、118、119 ※豊並財産区 1、2	628.00	
	美 咲 町	100～104、108、109、111～117 ※幻住寺 1 ※倭文西財産区 1	697.04	

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
土砂流出防備 保 安 林	備 前 市	321～325、893、894、899	602.72	
	瀬戸内市	901、902	56.32	
	赤 磐 市	893～899	370.11	
	和 気 町	316、317、893	151.80	
魚つき保安林	備 前 市	903、905～912	826.65	
保 健 保 安 林	備 前 市	893、894、899、903、905～912	940.89	
	赤 磐 市	893～899	370.11	
	和 気 町	893	11.51	
砂 防 指 定 地	和 気 町	318、319	2.40	
	美 咲 町	103、104	0.58	
国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域	備 前 市	903、905～912	827.49	
国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	津 山 市	65、66、80～82、84～86	70.83	
	鏡 野 町	31	10.23	
	奈 義 町	89～91、118	23.66	
国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域	津 山 市	65、1004	28.35	
	鏡 野 町	29～31	49.94	
	奈 義 町	88、89	44.23	
国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域	津 山 市	58～60、64～68、79～86、1004 ※津山市 11～13 ※青柳町内会 1	1,594.83	
	美 作 市	93～98 ※美作市 1、6	408.31	
	鏡 野 町	29～35、42～49 ※鏡野町 7	997.51	
	奈 義 町	87～92、118、119 ※豊並財産区 1、2	518.37	
県 立 自 然 公 園 第 2 種 特 別 地 域	津 山 市	56、57	7.44	
	備 前 市	899	109.96	
	赤 磐 市	899	4.65	
	鏡 野 町	38～41、50～55、1001、1002	73.21	
	美 咲 町	100	9.72	
県 立 自 然 公 園 第 3 種 特 別 地 域	津 山 市	56	68.50	
	鏡 野 町	25～30、52～54 ※田淵修 1 ※岡山県 1、2 ※鏡野町財産区第六区 2 ※代表竹下佳樹 4 ※宗安慎一 外 12 名 3 ※鏡野町 2～6	678.38	
特 別 母 樹 林	鏡 野 町	38、39	12.13	

注：1 ※は、公有林野等官行造林地です。

2 県立自然公園の特別地域の区分については、国有林の施業に限定した区分です。

(2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的事項は、次のとおりとします。

ア 保安林

(7) 伐採方法

a 主伐

(a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

(b) 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

(c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択伐率を乗じて算出した材積以内とします。

b 間伐

(a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が10分の8を下がったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(i) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ 砂防指定地に係る森林

県知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行います。

ウ 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

(7) 第1種特別地域

a 第1種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単木択伐法を行うことができます。

- b 単木択伐法は次により行います。
 - (a) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。
 - (b) 択伐率は現在蓄積の 10%以内とします。

(イ) 第 2 種特別地域

- a 第 2 種特別地域の森林施業は、択伐法とします。
ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。
- b 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐法によるものとします。
- c 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。
- d 択伐率は用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。
- e 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。
- f 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。
 - (a) 1 伐区の面積は 2 ha 以内とします。ただし、疎密度 3 より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。
 - (b) 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。
この場合においても、伐区は努めて分散させます。

(ウ) 第 3 種特別地域

第 3 種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

エ 特別母樹又は特別母樹林に係る森林

伐採は原則として禁伐とします。なお、その指定目的を阻害するおそれがないものとして農林水産大臣の許可があれば伐採することができます。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		12,602.78	
市町 村別 内訳	津山市	56～86、117、131～135、 1003、1004	3,038.23
	備前市	301、303～305、310、311、 313、314、321～325、 892～894、899、903、905～912	1,809.70
	瀬戸内市	900～902	104.99
	赤磐市	813-I、884、893～899	387.76
	美作市	93～98、121、122、124～126	844.24
	和気町	301～303、306～309、 316～320、884～891、893	1,219.60
	鏡野町	9～55、1001、1002	3,840.22
	奈義町	87～92、118、119	627.07
	美咲町	100～104、108、109、111～117	730.97

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		1,172.98	
市町 村別 内訳	津山市	68、132	21.94
	備前市	321～325、892～894	496.55
	赤磐市	893～895、897	277.71
	美作市	126	10.93
	和気町	316～319、893	154.20
	鏡野町	10、11、35、50、51	187.63
	奈義町	91	21.44
	美咲町	101、103、104	2.58

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当ありません。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区 分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		1,845.54	
市 町 村 別 内 訳	津山市	56～60、65、66、68、80～86、 1004	219.80
	備前市	899、903、905～912	937.45
	瀬戸内市	901、902	56.62
	赤磐市	813-I、896、898-I、899	108.67
	和気町	890	42.75
	鏡野町	10、11、17、25、29～34、 38～42、44、48、50～55、 1001、1002	355.68
	奈義町	87～91、118	113.51
	美咲町	100	11.06

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位：ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数			10,556.12
市 町 村 別 内 訳	津山市	ニホンジカ 56～86、117、131～135、1003、1004 ※津山市 1～5、7～9 ※青柳町内会 1	3,353.97
	備前市	ニホンジカ 301、303～305、310、311、313、314、 321～325、892、905～912 ※三国地区財産区 1、2	1,762.67
	赤磐市	ニホンジカ 884 ※周匝財産区 1 ※山方財産区 1、2	116.16
	美作市	ニホンジカ 93～98、121、122、124～126 ※美作市 1～4 ※東内恵都子 1 ※海田生産森林組合 1、2	1,075.03
	和気町	ニホンジカ 301～303、306～309、316～320、 884～891 ※塩田財産区 1～3 ※佐伯町官行造林連合組合 1	1,322.75
	鏡野町	ニホンジカ 38～42、48、50～55、1001、1002 ※田淵修 1 ※小椋伸・廣澤秀樹 1 ※鏡野町財産区第六区 1 ※三木敬臣 1 ※影森恒雄 外3名 2 ※鏡野町 1～3、5	1,560.79
	奈義町	ニホンジカ 87～92、118、119 ※豊並財産区 1、2	633.78
	美咲町	ニホンジカ 100～104、108、109、111～117	730.97

注：※は、公有林野等官行造林地です。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha、比率 %

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
			総数②	国有林	民有林	
総 数		250,618	183,209	15,732	167,478	73.1
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	50,633	35,399	3,862	31,537	69.9
	備 前 市	25,814	21,063	2,032	19,032	81.6
	瀬 戸 内 市	12,546	5,453	314	5,139	43.5
	赤 磐 市	20,936	13,053	503	12,551	62.3
	美 作 市	42,929	32,874	1,101	31,774	76.6
	和 気 町	14,421	10,817	1,335	9,482	75.0
	鏡 野 町	41,968	36,278	4,434	31,844	86.4
	勝 央 町	5,405	2,260	—	2,260	41.8
	奈 義 町	6,952	4,386	1,356	3,031	63.1
	西 粟 倉 村	5,797	5,368	—	5,368	92.6
	美 咲 町	23,217	16,257	795	15,461	70.0

注：1 総数は、令和2年7月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）によります。
2 四捨五入により総数が合わないことがあります。

(2) 地況

ア 気候

北部地域は、年平均気温12℃～14℃、年平均降水量1,500mm～2,000mm程度となっています。
中部地域は、年平均気温14℃～15℃、年平均降水量1,200mm～1,400mmとなっています。
南部地域は、年平均気温14℃～15℃、年平均降水量1,100mm～1,200mmとなっています。

単位：気温 ℃、降水量 mm、積雪量 cm

観測 地点	気 温			年 間 降 水 量	最 高 積 雪 量	主風の方 向	備 考
	最高平均	最低平均	年平均				
恩 原				2,484			
奈 義	19.8	8.5	13.8	1,691		北東	
今 岡	19.4	8.6	13.6	1,714	84	北東	
津 山	20.8	9.7	14.5	1,608	9	西北西	
旭 西				1,463			
赤 磐				1,260			
和 気	21.3	9.1	14.8	1,176		北北東	
虫 明	21.1	11.0	15.9	1,146		東	

注：岡山地方気象台発行岡山県気象年報（令和3年）によります。

イ 地勢

計画区の北部には、鳥取県境に連なる滝山(1,197m)、那岐山(1,255m)、後山(1,344m)など標高1,000mを越える山並が連なり中国山地を形成し、急峻な地形が多くなっています。

さらに、500m以上の大起伏山地を経て美作台地、津山盆地を形成し、大芦高原、吉井高原など400m～500mの一連の山地緩斜面を持った中部高原地帯に続いています。

さらに、南部地域は吉井川沿いの平野部を除き100m～300mの小起伏の低山を形成し、瀬戸内沿岸に続いています。

ウ 地質、土壌等

地質についてみると、計画区の北部は中生代後期～新生代の初期の花崗岩が大部分を占めていますが、鳥取県境の周辺地域に第三紀火山岩類と中生代後期から新生代初期火山岩類の安山岩及び玄武岩が分布しています。

一部に、上部古生代の黒色準片岩、粘板岩を主とする地層があり、日本原を中心とした地域は洪積層が分布しています。

中部地域の津山盆地は第三紀層で、その東部は地質が複雑で黒色準片岩、安山岩、その他の基岩が複雑に入り組んでいますが、安山岩、流紋岩、花崗岩類等、火成岩類が広く分布し、一部古生層がみられます。

南部地域は、深層風化作用を受けた花崗岩及び流紋岩が広く分布しています。

次に、土壌についてみると、計画区の北部地域は褐色森林土群が大部分を占め、乾性褐色森林土BB型は、山頂尾根から山腹中部にかけて出現し、山腹から谷筋にかけて肥沃な適潤性褐色森林土BD、BD(d)型が分布しています。

また一部に、黒色土(B1D・B1D(m)型)土壌が出現し、標高900m以上の稜線に局所的にポソドルPDⅢ型が出現します。

中部地域は、褐色森林土群が全般に広く分布していますが、乾性土壌の占める割合が大きく、適潤性土壌は古生層地帯や谷筋に限られます。

南部地域は深層風化を受けた花崗岩及び流紋岩を基岩とする未熟土が広く分布しています。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 ha

区 分	総 数	林 野	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	250,618	185,855	21,123	17,629	3,494	43,640	8,584	
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	50,633	35,392	5,518	4,950	568	9,723	2,454
	備 前 市	25,814	21,034	730	614	116	4,050	1,060
	瀬 戸 内 市	12,546	5,660	2,472	1,830	642	4,414	901
	赤 磐 市	20,936	13,262	2,367	1,940	427	5,307	1,126
	美 作 市	42,929	33,030	3,040	2,460	580	6,859	968
	和 気 町	14,421	10,924	998	878	120	2,499	428
	鏡 野 町	41,968	36,715	1,810	1,640	170	3,443	438
	勝 央 町	5,405	2,333	1,191	923	268	1,881	389
	奈 義 町	6,952	4,930	919	757	162	1,103	217
	西 粟 倉 村	5,797	5,379	141	127	14	277	45
	美 咲 町	23,217	17,196	1,937	1,510	427	4,084	560

注：1 林野及び農地の面積は、中国四国農林水産統計データ集（令和3年～）によります。

2 宅地面積は、令和2年岡山県統計年報によります。

3 四捨五入のため総数が合わないことがあります。

(4) 産業別生産額

単位：金額 千万円

区 分		総 数	第 1 次産業 (農業産出額)	第 2 次産業 (工業製品出荷額)	第 3 次産業 (商品販売額)
総 数		171,127	3,987	119,979	47,162
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	43,501	577	20,529	22,395
	備 前 市	37,761	195	32,061	5,505
	瀬 戸 内 市	27,414	393	23,285	3,736
	赤 磐 市	14,283	475	9,443	4,365
	美 作 市	8,710	361	5,657	2,692
	和 気 町	5,363	257	3,937	1,169
	鏡 野 町	7,569	229	2,577	4,764
	勝 央 町	17,297	298	15,345	1,654
	奈 義 町	4,406	303	3,742	361
	西 栗 倉 村	15	15	0	0
	美 咲 町	4,808	884	3,403	521

注：1 第1次産業は、中国四国農林水産統計データ集（平成30年～令和2年）によります。
 2 第2次産業は、平成26年工業統計調査によります。
 3 第3次産業は、平成26年商業統計調査によります。

(5) 産業別就業者数

単位：人数 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	その他 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業				
総 数	141,131	11,139	10,091	566	482	40,691	84,869	4,432	
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	48,532	2,604	2,356	242	6	13,080	30,798	2,050
	備 前 市	14,951	623	406	6	211	4,954	8,805	569
	瀬 戸 内 市	17,031	1,516	1,279	4	233	4,963	10,110	442
	赤 磐 市	20,552	1,623	1,602	19	2	5,895	12,503	531
	美 作 市	12,541	1,374	1,303	60	11	3,937	6,988	242
	和 気 町	6,211	435	429	5	1	2,047	3,521	208
	鏡 野 町	5,890	826	725	89	12	1,462	3,584	18
	勝 央 町	5,349	558	539	18	1	1,734	2,825	232
	奈 義 町	3,012	454	417	37	0	697	1,790	71
	西 栗 倉 村	729	85	46	37	2	201	405	38
	美 咲 町	6,333	1,041	989	49	3	1,721	3,540	31

注：中国四国農林水産統計データ集（令和3年～）によります。

2 森林の現況（国有林）

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		14,538.60	2,958	41	70.45			15.39			43.86	1		56.00	2			
立木地	総数	総数	14,215.55	2,958	41	70.45			15.39			43.86	1		56.00	2		
		針	10,573.07	2,523	36	70.45			11.36			35.68	1		37.50	1		
		広	3,642.48	435	5				4.03			8.18			18.50			
	人工林	総数	総数	9,818.79	2,452	37	70.45			11.83			34.62	1		55.21	2	
			針	8,562.49	2,295	35	70.45			11.36			28.42	1		37.50	1	
			広	1,256.30	157	2				0.47			6.20			17.71		
		育成 単層林	総数	9,778.09	2,439	37	50.70			11.83			29.29	1		55.21	2	
			針	8,521.79	2,283	35	50.70			11.36			23.09			37.50	1	
			広	1,256.30	156	2				0.47			6.20			17.71		
	育成 複層林	総数	(40.70)															
		針	40.70	13		19.75						5.33						
		広		1														
	天然林	総数	総数	4,396.76	506	4				3.56			9.24			0.79		
			針	2,010.58	228	1							7.26					
			広	2,386.18	278	3				3.56			1.98			0.79		
		育成 単層林	総数	804.93	87	1												
			針	476.67	50													
			広	328.26	37													
育成 複層林		総数																
		針																
		広																
天然生林		総数	3,591.83	420	3				3.56			9.24			0.79			
		針	1,533.91	178	1							7.26						
		広	2,057.92	241	2				3.56			1.98			0.79			
竹林																		
無立木地		323.05																

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		136.35	12	1	221.39	31	2	348.53	63	3	319.41	70	3	416.22	103	3	
立木地	総数	総数	136.35	12	1	221.39	31	2	348.53	63	3	319.41	70	3	416.22	103	3
		針	115.00	12	1	189.06	29	2	322.79	61	3	293.36	67	2	392.73	101	3
		広	21.35	1		32.33	2		25.74	2		26.05	2		23.49	2	
	育成	総数	136.35	12	1	211.80	31	2	344.96	63	3	312.95	69	3	415.12	103	3
		針	115.00	12	1	188.31	29	2	322.79	61	3	290.28	67	2	392.23	101	3
		広	21.35	1		23.49	1		22.17	2		22.67	2		22.89	2	
	育成	総数	130.82	12	1	202.92	29	2	343.75	62	3	312.95	69	3	415.12	103	3
		針	109.47	11	1	179.43	28	2	321.58	61	3	290.28	67	2	392.23	101	3
		広	21.35	1		23.49	1		22.17	2		22.67	2		22.89	2	
	育成	総数	5.53	1		8.88	1		1.21								
		針	5.53	1		8.88	1		1.21								
		広															
	天然林	総数	総数			9.59			3.57			6.46	1		1.10		
			針			0.75					3.08	1		0.50			
			広			8.84			3.57		3.38			0.60			
		育成	総数									1.85					
			針									1.47					
			広									0.38					
育成		総数															
		針															
		広															
天然生林		総数			9.59			3.57			4.61	1		1.10			
		針			0.75						1.61			0.50			
		広			8.84			3.57		3.00				0.60			
竹林																	
無立木地																	

注：1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		771.81	219	4	1,396.37	401	6	1,816.02	456	6	3,303.44	634	6	2,349.17	478	4	
立木地	総数	総数	771.81	219	4	1,396.37	401	6	1,816.02	456	6	3,303.44	634	6	2,349.17	478	4
		針	666.23	207	4	1,209.53	376	6	1,435.98	408	5	2,555.44	554	5	1,677.39	407	3
		広	105.58	12		186.84	25		380.04	48	1	748.00	80	1	671.78	72	1
	育成	総数	735.43	214	4	1,270.69	380	6	1,530.98	429	5	2,326.19	540	5	1,574.04	409	4
		針	651.08	204	4	1,141.92	364	6	1,318.22	397	5	2,062.25	509	5	1,346.77	379	3
		広	84.35	10		128.77	16		212.76	33		263.94	30		227.27	30	
	単層林	総数	735.43	214	4	1,270.69	380	6	1,530.98	429	5	2,326.19	540	5	1,574.04	404	3
		針	651.08	204	4	1,141.92	364	6	1,318.22	397	5	2,062.25	509	5	1,346.77	374	3
		広	84.35	10		128.77	16		212.76	33		263.94	30		227.27	30	
	育成	総数													(19.75)		
		針														5	
		広														4	
	天然林	総数	総数	36.38	5	125.68	20		285.04	27		977.25	94	1	775.13	69	1
			針	15.15	3	67.61	12		117.76	11		493.19	45		330.62	28	
			広	21.23	2	58.07	8		167.28	16		484.06	50	1	444.51	41	
単層林		総数	20.90	4	81.68	14		130.63	9		283.19	23		187.98	20		
		針	15.00	3	57.25	10		87.56	6		175.39	13		112.20	12		
		広	5.90	1	24.43	4		43.07	3		107.80	9		75.78	8		
育成		総数															
		針															
		広															
天然生林		総数	15.48	1	44.00	6		154.41	18		694.06	72	1	587.15	50		
		針	0.15		10.36	2		30.20	5		317.80	32		218.42	16		
		広	15.33	1	33.64	4		124.21	12		376.26	40	1	368.73	34		
竹林																	
無立木地																	

注：1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量														
総数		719.76	147	1	223.41	40		228.22	46		228.64	37		140.71	21			
立木地	総数	総数	719.76	147	1	223.41	40		228.22	46		228.64	37		140.71	21		
		針	451.54	104	1	133.02	27		121.42	31		106.11	20		61.17	11		
		広	268.22	43		90.39	13		106.80	14		122.53	17		79.54	10		
	育成	総数	301.64	77	1	57.49	17		88.98	26		64.96	15		17.29	5		
		針	246.55	70	1	42.99	15		65.61	23		37.90	10		14.13	4		
		広	55.09	7		14.50	2		23.37	4		27.06	5		3.16	1		
	育成	総数	301.64	77	1	57.49	16		88.98	25		64.96	15		17.29	4		
		針	246.55	70	1	42.99	14		65.61	21		37.90	10		14.13	3		
		広	55.09	7		14.50	2		23.37	4		27.06	5		3.16			
	育成	総数				(5.33)			(5.31)						(4.78)			
		針					2			2						1		
		広																
	天然林	総数	総数	418.12	70	1	165.92	23		139.24	19		163.68	22		123.42	17	
			針	204.99	35		90.03	12		55.81	9		68.21	9		47.04	7	
			広	213.13	35		75.89	11		83.43	11		95.47	13		76.38	9	
育成		総数	3.22	1		2.93	1		5.48	1		27.18	5		34.35	6		
		針	0.48			1.17			1.37			9.54	2		9.57	2		
		広	2.74			1.76			4.11	1		17.64	3		24.78	4		
育成		総数																
		針																
		広																
天然生林		総数	414.90	70	1	162.99	22		133.76	18		136.50	17		89.07	11		
		針	204.51	34		88.86	12		54.44	8		58.67	7		37.47	5		
		広	210.39	35		74.13	10		79.32	10		77.83	10		51.60	6		
竹林																		
無立木地																		

注：1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分		20 齡級			21 齡級以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		128.30	15		1,282.10	183	1		
立木地	総数	総数	128.30	15		1,282.10	183	1	
		針	83.40	10		603.91	96		
		広	44.90	5		678.19	86	1	
	育成	総数	総数	17.55	4		240.26	56	
			針	11.93	3		166.80	46	
			広	5.62	1		73.46	10	
	育成	単層林	総数	17.55	4		240.26	55	
			針	11.93	3		166.80	45	
			広	5.62	1		73.46	10	
	育成	複層林	総数			(5.53)			
			針					1	
			広					1	
	天然林	総数	総数	110.75	11		1,041.84	127	1
			針	71.47	7		437.11	50	
			広	39.28	5		604.73	76	1
育成		単層林	総数	10.02	2		15.52	3	
			針	2.69	1		2.98	1	
			広	7.33	1		12.54	2	
育成		複層林	総数						
			針						
			広						
天然生林		総数	総数	100.73	10		1,026.32	124	1
			針	68.78	6		434.13	50	
			広	31.95	4		592.19	74	1
竹林									
無立木地									

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位：面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

区分			立木地							無立木地等					計		
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		林地以外の土地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	8,264.59	40.70	8,305.29	476.67		1,532.51	2,009.18		10,314.47						
		広	1,200.18		1,200.18	328.26		2,049.29	2,377.55		3,577.73						
		計	9,464.77	40.70	9,505.47	804.93		3,581.80	4,386.73		13,892.20	14.05			230.60	244.65	14,136.85
	材積	針	2,229,373	12,347	2,241,720	49,867		178,331	228,198		2,469,918						2,469,918
		広	153,561	864	154,425	36,647		240,472	277,119		431,544						431,544
		計	2,382,934	13,211	2,396,145	86,514		418,803	505,317		2,901,462						2,901,462
	成長量	針	34,360.3	323.8	34,684.1	401.5		934.2	1,335.7		36,019.8						36,019.8
		広	2,230.9	6.4	2,237.3	427.8		2,327.2	2,755.0		4,992.3						4,992.3
		計	36,591.2	330.2	36,921.4	829.3		3,261.4	4,090.7		41,012.1						41,012.1
普通林	面積	針	257.20		257.20			1.40	1.40		258.60						
		広	56.12		56.12			8.63	8.63		64.75						
		計	313.32		313.32			10.03	10.03		323.35	27.77			50.63	78.40	401.75
	材積	針	53,206		53,206			116	116		53,322						53,322
		広	2,792		2,792			638	638		3,430						3,430
		計	55,998		55,998			754	754		56,752						56,752
	成長量	針	431.6		431.6			4.0	4.0		435.6						435.6
		広	33.2		33.2			14.1	14.1		47.3						47.3
		計	464.8		464.8			18.1	18.1		482.9						482.9
計	面積	針	8,521.79	40.70	8,562.49	476.67		1,533.91	2,010.58		10,573.07						
		広	1,256.30		1,256.30	328.26		2,057.92	2,386.18		3,642.48						
		計	9,778.09	40.70	9,818.79	804.93		3,591.83	4,396.76		14,215.55	41.82			281.23	323.05	14,538.60
	材積	針	2,282,579	12,347	2,294,926	49,867		178,447	228,314		2,523,240						2,523,240
		広	156,353	864	157,217	36,647		241,110	277,757		434,974						434,974
		計	2,438,932	13,211	2,452,143	86,514		419,557	506,071		2,958,214						2,958,214
	成長量	針	34,791.9	323.8	35,115.7	401.5		938.2	1,339.7		36,455.4						36,455.4
		広	2,264.1	6.4	2,270.5	427.8		2,341.3	2,769.1		5,039.6						5,039.6
		計	37,056.0	330.2	37,386.2	829.3		3,279.5	4,108.8		41,495.0						41,495.0

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれません。

(3) 市町村別森林資源表

単位：面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 地		計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
津山市	面積	針	2,654.60	11.93	2,666.53	11.96		50.49	62.45		2,728.98							
		広	396.71		396.71	29.48		414.70	444.18		840.89							
		計	3,051.31	11.93	3,063.24	41.44		465.19	506.63		3,569.87				54.32	54.32	3,624.19	
	材積	針	751,387	2,139	753,526	2,682		9,178	11,860		765,386						765,386	
		広	50,069	71	50,140	4,511		50,419	54,930		105,070						105,070	
		計	801,456	2,210	803,666	7,193		59,597	66,790		870,456						870,456	
	成長量	針	11,604.8	21.0	11,625.8	10.7		37.6	48.3		11,674.1						11,674.1	
		広	738.0	0.8	738.8	32.1		423.4	455.5		1,194.3						1,194.3	
		計	12,342.8	21.8	12,364.6	42.8		461.0	503.8		12,868.4						12,868.4	
	備前市	面積	針	317.20		317.20	431.74		531.77	963.51		1,280.71						
			広	66.48		66.48	218.60		426.96	645.56		712.04						
			計	383.68		383.68	650.34		958.73	1,609.07		1,992.75				37.77	37.77	2,030.52
材積		針	75,363		75,363	40,767		43,551	84,318		159,681						159,681	
		広	9,787		9,787	20,648		40,956	61,604		71,391						71,391	
		計	85,150		85,150	61,415		84,507	145,922		231,072						231,072	
成長量		針	852.9		852.9	330.5		283.0	613.5		1,466.4						1,466.4	
		広	134.9		134.9	277.9		471.6	749.5		884.4						884.4	
		計	987.8		987.8	608.4		754.6	1,363.0		2,350.8						2,350.8	
瀬戸内市		面積	針	30.55		30.55			20.18	20.18		50.73						
			広	14.03		14.03			39.47	39.47		53.50						
			計	44.58		44.58			59.65	59.65		104.23				0.76	0.76	104.99
	材積	針	5,234		5,234			2,070	2,070		7,304						7,304	
		広	2,177		2,177			4,240	4,240		6,417						6,417	
		計	7,411		7,411			6,310	6,310		13,721						13,721	
	成長量	針	69.3		69.3			9.6	9.6		78.9						78.9	
		広	27.4		27.4			35.0	35.0		62.4						62.4	
		計	96.7		96.7			44.6	44.6		141.3						141.3	
	赤磐市	面積	針	96.94		96.94			304.76	304.76		401.70						
			広	34.51		34.51			56.03	56.03		90.54						
			計	131.45		131.45			360.79	360.79		492.24				10.30	10.30	502.54
材積		針	17,326		17,326			28,490	28,490		45,816						45,816	
		広	2,020		2,020			5,421	5,421		7,441						7,441	
		計	19,346		19,346			33,911	33,911		53,257						53,257	
成長量		針	146.1		146.1			87.6	87.6		233.7						233.7	
		広	26.7		26.7			43.4	43.4		70.1						70.1	
		計	172.8		172.8			131.0	131.0		303.8						303.8	

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

単位：面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 地		計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
美作市	面積	針	923.75		923.75			40.88	40.88		964.63							
		広	62.16		62.16			47.95	47.95		110.11							
		計	985.91		985.91			88.83	88.83		1,074.74	9.68			16.23	25.91	1,100.65	
	材積	針	233,691		233,691			4,879	4,879		238,570							238,570
		広	7,587		7,587			4,764	4,764		12,351							12,351
		計	241,278		241,278			9,643	9,643		250,921							250,921
	成長量	針	3,424.2		3,424.2			57.5	57.5		3,481.7							3,481.7
		広	114.9		114.9			48.3	48.3		163.2							163.2
		計	3,539.1		3,539.1			105.8	105.8		3,644.9							3,644.9
和気町	面積	針	309.26		309.26	6.51		406.15	412.66		721.92							
		広	90.67		90.67	31.58		462.46	494.04		584.71							
		計	399.93		399.93	38.09		868.61	906.70		1,306.63				27.63	27.63	1,334.26	
	材積	針	76,397		76,397	951		62,513	63,464		139,861							139,861
		広	12,767		12,767	4,553		62,259	66,812		79,579							79,579
		計	89,164		89,164	5,504		124,772	130,276		219,440							219,440
	成長量	針	805.5		805.5	5.7		322.0	327.7		1,133.2							1,133.2
		広	170.7		170.7	59.9		678.5	738.4		909.1							909.1
		計	976.2		976.2	65.6		1,000.5	1,066.1		2,042.3							2,042.3
鏡野町	面積	針	3,288.21		3,288.21	16.22		44.81	61.03		3,349.24							
		広	486.36		486.36	46.67		453.54	500.21		986.57							
		計	3,774.57		3,774.57	62.89		498.35	561.24		4,335.81				98.49	98.49	4,434.30	
	材積	針	885,772		885,772	3,220		11,105	14,325		900,097							900,097
		広	60,317		60,317	6,552		55,484	62,036		122,353							122,353
		計	946,089		946,089	9,772		66,589	76,361		1,022,450							1,022,450
	成長量	針	14,348.3		14,348.3	13.1		53.8	66.9		14,415.2							14,415.2
		広	855.0		855.0	48.6		477.7	526.3		1,381.3							1,381.3
		計	15,203.3		15,203.3	61.7		531.5	593.2		15,796.5							15,796.5
奈義町	面積	針	409.11	28.77	437.88			7.25	7.25		445.13							
		広	71.57		71.57			90.51	90.51		162.08							
		計	480.68	28.77	509.45			97.76	97.76		607.21	4.37			22.20	26.57	633.78	
	材積	針	107,664	10,208	117,872			1,039	1,039		118,911							118,911
		広	6,577	793	7,370			10,469	10,469		17,839							17,839
		計	114,241	11,001	125,242			11,508	11,508		136,750							136,750
	成長量	針	1,652.7	302.8	1,955.5			6.2	6.2		1,961.7							1,961.7
		広	111.7	5.6	117.3			89.1	89.1		206.4							206.4
		計	1,764.4	308.4	2,072.8			95.3	95.3		2,168.1							2,168.1

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

単位：面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計		
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土 地		計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
美咲町	面積	針	492.17		492.17	10.24		127.62	137.86		630.03						
		広	33.81		33.81	1.93		66.30	68.23		102.04						
		計	525.98		525.98	12.17		193.92	206.09		732.07	27.77		13.53	41.30	773.37	
	材積	針	129,745		129,745	2,247		15,622	17,869		147,614						147,614
		広	5,052		5,052	383		7,098	7,481		12,533						12,533
		計	134,797		134,797	2,630		22,720	25,350		160,147						160,147
	成長量	針	1,888.1		1,888.1	41.5		80.9	122.4		2,010.5						2,010.5
		広	84.8		84.8	9.3		74.3	83.6		168.4						168.4
		計	1,972.9		1,972.9	50.8		155.2	206.0		2,178.9						2,178.9
森林計画区計	面積	針	8,521.79	40.70	8,562.49	476.67		1,533.91	2,010.58		10,573.07						
		広	1,256.30		1,256.30	328.26		2,057.92	2,386.18		3,642.48						
		計	9,778.09	40.70	9,818.79	804.93		3,591.83	4,396.76		14,215.55	41.82		281.23	323.05	14,538.60	
	材積	針	2,282,579	12,347	2,294,926	49,867		178,447	228,314		2,523,240						2,523,240
		広	156,353	864	157,217	36,647		241,110	277,757		434,974						434,974
		計	2,438,932	13,211	2,452,143	86,514		419,557	506,071		2,958,214						2,958,214
	成長量	針	34,791.9	323.8	35,115.7	401.5		938.2	1,339.7		36,455.4						36,455.4
		広	2,264.1	6.4	2,270.5	427.8		2,341.3	2,769.1		5,039.6						5,039.6
		計	37,056.0	330.2	37,386.2	829.3		3,279.5	4,108.8		41,495.0						41,495.0

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

(4) 制限林の種類別面積

単位：面積 ha

区分	市町村												
	津山市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	美作市	和気町	鏡野町						
保安林	水源かん養保安林	3,515.69	550.43	46.18	106.83	1,084.15	1,081.45	4,371.24					
	土砂流出防備保安林		602.72	56.32	370.11		151.80						
	土砂崩壊防備保安林												
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林												
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林		826.65										
	航行目標保安林												
保健保安林		(940.45)	0.44		(370.11)		(11.51)						
風致保安林													
計	3,515.69	(940.45)	1,980.24	102.50	(370.11)	476.94	1,084.15	(11.51)	1,233.25	4,371.24			
保安施設地区													
砂防指定地									2.40				
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域		(827.09)	0.40									
	地種区分未定地域												
計		(827.09)	0.40										
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域	(70.83)								(10.19)	0.04		
	第二種特別地域	(27.48)	0.87							(49.94)			
	第三種特別地域	(1,576.57)	18.26			(407.25)	1.06			(991.57)	5.94		
	地種区分未定地域												
計	(1,674.88)	19.13			(407.25)	1.06			(1,051.70)	5.98			
都道府県立自然公園	特別保護地区												
	第一種特別地域	(7.44)				(4.65)				(73.21)			
	第二種特別地域		(109.61)	0.35						(666.05)	12.33		
	第三種特別地域	(68.50)											
	地種区分未定地域												
計	(75.94)	(109.61)	0.35		(4.65)				(739.26)	12.33			
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林									(11.84)	0.29			
史跡名勝天然記念物													
種の保存法による管理地区													
その他													
合計	(1,750.82)	3,534.82	(1,877.15)	1,980.99	102.50	(374.76)	476.94	(407.25)	1,085.21	(11.51)	1,235.65	(1,802.80)	4,389.84

注：() は、指定が重複する制限林の面積で外書。

単位：面積 ha

区分		市町村			合計
		奈良町	美咲町		
保安林	水源かん養保安林	628.00	697.04		12,081.01
	土砂流出防備保安林				1,180.95
	土砂崩壊防備保安林				
	飛砂防備保安林				
	防風保安林				
	水害防備保安林				
	潮害防備保安林				
	干害防備保安林				
	防雪保安林				
	防霧保安林				
	なだれ防止保安林				
	落石防止保安林				
	防火保安林				
	魚つき保安林				826.65
	航行目標保安林				
保健保安林				(1,322.07) 0.44	
風致保安林					
計	628.00	697.04	(1,322.07)	14,089.05	
保安施設地区					
砂防指定地			0.58		2.98
国立公園	特別保護地区				
	第一種特別地域				
	第二種特別地域				
	第三種特別地域			(827.09)	0.40
	地種区分未定地域				
計			(827.09)	0.40	
国定公園	特別保護地区				
	第一種特別地域	(23.66)		(104.68)	0.04
	第二種特別地域	(44.23)		(121.65)	0.87
	第三種特別地域	(513.10)	5.27	(3,488.49)	30.53
	地種区分未定地域				
計	(580.99)	5.27	(3,714.82)	31.44	
都道府県立自然公園	第一種特別地域				
	第二種特別地域		(9.71) 0.01	(204.62)	0.36
	第三種特別地域			(734.55)	12.33
	地種区分未定地域				
	計		(9.71) 0.01	(939.17)	12.69
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区					
都道府県自然環境保全地域特別地区					
鳥獣保護区特別保護地区					
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林				(11.84)	0.29
史跡名勝天然記念物					
種の保存法による管理地区					
その他					
合計		(580.99) 633.27	(9.71) 697.63	(6,814.99)	14,136.85

注：（ ）は、指定が重複する制限林の面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位：材積 m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	カラマツ	アカマツ	クロマツ	モミ
総数	1,028,040	1,138,958	3,693	271,224	79,624	1,266
人工林	1,012,425	1,128,059	3,559	88,180	61,942	468
天然林	15,615	10,899	134	183,044	17,682	798

樹種 林種	ツガ類	その他 針葉樹	ブナ	クリ	カシ類	クヌギ
総数	93	342	31,439	1,194	2,605	1,082
人工林	—	293	136	26	36	4
天然林	93	49	31,303	1,168	2,569	1,078

樹種 林種	ナラ類	カンバ類	カエデ類	その他 広葉樹	計
総数	16,898	2,332	1,835	377,589	2,958,214
人工林	1,129	—	7	155,879	2,452,143
天然林	15,769	2,332	1,828	221,710	506,071

(6) 荒廃地等の面積

単位：面積 ha

区分		荒廃地	荒廃危険地
総数		9.68	2.36
市町村別内訳	津山市	5.67	0.81
	備前市	0.29	0.07
	美作市	0.22	—
	和気町	0.02	0.01
	鏡野町	3.20	1.43
	奈義町	0.13	0.04
	美咲町	0.15	—

(7) 森林の被害

単位：面積 ha

種 類		カシノナガキクイムシ		
年 度		平成31年度	令和2年度	令和3年度
総 数		0.04	9.79	3.24
市町村別内訳	津山市	—	9.79	—
	備前市	—	—	3.00
	奈義町	0.04	—	0.24

種 類		シ カ		
年 度		平成31年度	令和2年度	令和3年度
総 数		2.30	2.75	3.11
市町村別内訳	津山市	—	—	1.77
	美作市	2.30	0.15	1.04
	鏡野町	—	2.60	0.20
	奈義町	—	—	0.10

(8) 防火線等の整備状況

該当ありません。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町村別	組 合 名	組合員数	専 従 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
	総 数	17,448	48	501,399	97,470		
森 林 組 合	津 山 市	津山市森林組合	4,686	11	141,801	25,000	
	旧上斎原村 旧 富 村 旧 奥津町 旧 鏡野町	作州かがみの森林組合	2,360	13	174,733	20,996	
	備 前 市 旧 赤坂町 旧 吉井町 旧 勝田町 勝 央 町 旧 大原町 旧 東栗倉村 西 栗倉村 旧 美作町 旧 作東町 旧 英田町	美作東備森林組合	5,634	10	91,420	30,397	
	奈 義 町	奈義町森林組合	1,006	8	44,391	1,400	
	旧 中央町 旧 旭 町 久 米 南町 旧 久米町 旧 柵原町	久米郡森林組合	3,762	6	49,054	19,677	
		総 数	243		62,060	318	
	生 産 森 林 組 合	備 前 市	加賀美多麻生産森林組合	—	—	—	—
		〃	下畑生産森林組合	17	—	—	—
		〃	滝谷生産森林組合	—	—	—	—
		〃	檜生産森林組合	—	—	—	—
〃		八塔寺区生産森林組合	—	—	—	—	
美 作 市		海田生産森林組合	—	—	—	—	
〃		檜原中生産森林組合	57	—	9,240	94	
〃		檜原上第一区生産森林組合	26	—	8,000	32	
勝 央 町		東吉田生産森林組合	42	—	9,720	35	
奈 義 町		高円生産森林組合	101	—	35,100	157	

注：令和2年度森林組合統計によります。

イ 事業内容及び活動状況等
森林組合

	作業班 員数 人	主要事業取扱高							
		販売 千円	林産 千円	加工製造 千円	購買 千円	養苗 千円	森林整備 千円	利用及び 福利厚生 千円	期末 貸付残高 千円
総 数	84	72,624	754,031	6,566	230,460	0	1,151,154	314,330	352,977
津山市森林組合	19	4,268	296,165	—	15,727	—	352,806	39,134	333,958
作州 かがみの 森林組合	33	3,925	197,532	4,093	195,579	—	151,304	138,736	7,758
美作東備 森林組合	17	254	153,484	—	7,893	—	567,308	6,822	10,852
奈義町森林組合	11	3,800	23,114	2,473	3,360	—	38,778	35,687	—
久米郡森林組合	4	60,377	83,736	—	7,901	—	40,958	93,951	409

	主要事業取扱高							
	木材 m ³	乾しいたけ kg	生しいたけ kg	山行苗木 千本	養苗 千本	肥料 kg	新植 ha	保育 ha
総 数	76,739	257	0	136	0	1,520	60	1,286
津山市森林組合	30,622	—	—	32	—	950	10	303
作州 かがみの 森林組合	18,130	257	—	41	—	—	14	395
美作東備 森林組合	13,266	—	—	26	—	240	26	345
奈義町森林組合	3,466	—	—	3	—	300	2	110
久米郡森林組合	11,255	—	—	34	—	30	8	133

注：令和2年度森林組合統計によります。

生産森林組合

	新植、保育及び主間伐面積				立木		販売実績					
	新植 ha	保育 ha	間伐 ha	主伐 ha	数量 m ³	金額 千円	木材		きのこ類		その他	合計
							数量 m ³	金額 千円	数量 m ³	金額 千円	金額 千円	金額 千円
総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36
加賀美多麻生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下畑生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滝谷生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
檜生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八塔寺区生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海田生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
檜原中生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	36
檜原上第一区生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東吉田生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高円生産森林組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：令和2年度森林組合統計によります。

(2) 林業経営体等の現況

単位：事業体

区 分		林業作業の受託を行 った経営体数 (経営体数)	素材生産を行っ た経営体数 (経営体数)	木材・竹材 卸売業 (商店数)	木材・木製品 製造業 (事務所数)	その他
総 数		49	110		30	
市 町 村 別 内 訳	津山市	13	36		11	
	備前市	—	—		2	
	瀬戸内市	X	X		1	
	赤磐市	2	2		3	
	美作市	7	10		3	
	和気町	X	X		1	
	鏡野町	14	37		1	
	勝央町	—	—		—	
	奈義町	5	3		—	
	西栗倉村	5	5		3	
美咲町	3	17		5		

注：1 林業作業の受託及び素材生産を行った経営体数は2020年農林業センサスによります。

2 木材・竹材卸売業は統計がないため未記入となっています。

3 木材・木製品製造業は2020年工業統計調査結果表によります。

(3) 林業労働力の概況

単位：人

区 分	総 数	男 性	女 性
平成7年	671	558	113
平成12年	564	465	99
平成17年	433	363	70
平成22年	629	552	77
平成27年	571	494	77
令和2年	566	468	98

注：国勢調査報告によります。

(4) 林業機械化の概況

単位：台

機 種 名	総数	地方公共 団体	森林組合	会 社	個 人	その他
フェラーバンチャ	0	—	—	—	—	—
ハーベスタ	20	1	6	12	1	—
プロセッサ	22	—	4	15	3	—
スキッダ	1	—	—	1	—	—
フォワーダ	27	1	7	19	—	—
タワーヤード	2	—	—	2	—	—
スイングヤード	14	—	3	10	1	—
グラップルバケット	54	1	9	38	6	—
そ の 他	0	—	—	—	—	—
計	140	3	29	97	11	0

注：令和3年度林業機械の保有状況調査によります。

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林の現況

単位：m

区 分		林道延長	林業専用道延長	作業道延長	計
総 数		111,777	2,780	6,057	120,614
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	32,111	—	1,164	33,275
	備 前 市	347	—	—	347
	瀬 戸 内 市	690	—	—	690
	赤 磐 市	5,935	—	—	5,935
	美 作 市	9,033	500	2,931	12,464
	和 気 町	2,200	—	—	2,200
	鏡 野 町	47,867	—	—	47,867
	奈 義 町	6,721	—	1,962	8,683
	美 咲 町	6,873	2,280	—	9,153

注：作業道に森林作業道は含まれていません。（令和4年3月31日現在）

イ 民有林の現況

単位：延長 km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	587	871
うち林業専用道	4	8

注：令和4年度樹立吉井川地域森林計画によります。

ウ 国有林と関係のある民有林林道の開設計画

単位：延長 km

民有林林道・林業専用道計画						そのうち国有林内の計画 () は官行造林地			備考
林道 ・ 専用道 別	開設 ・ 改良 別	路線名	区分	位置	延長	国有林名	関係 林班	延長	
林道	開設	泉山線	普通	鏡野町	3.5	滝ノ谷 (滝ノ谷)	53	0.9	継続
林道	改良	因美線	基幹	津山市	0.5	津川山	78	0.1	継続
林道	改良 (舗装)	因美線	基幹	津山市	9.3	津川山 (舟山)	78	2.9	継続
林道	改良 (舗装)	泉山線	普通	鏡野町	13.6	滝ノ谷 井水山 (滝ノ谷)	53 25	1.0	継続
林道	改良	美作北2号線	基幹	鏡野町	2.0	山ノ段	26	0.1	新規
林道	改良 (舗装)	中津河線	普通	鏡野町	0.5	中津川山	35	0.1	新規

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 千m³、実行歩合 %

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 量	主 伐	間 伐	総 量	主 伐	間 伐	総 量
総 数			(10)			(6)			(60)
	85	220	305	50	96	146	59	44	48
針 葉 樹	82	220	302	49	96	145	60	44	48
広 葉 樹	3	—	3	1	—	1	33	—	33

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。
 2 実行欄は、平成30～令和3年度実績と令和4年度見込量の合計です。
 3 四捨五入により総数と内訳の計が一致しないことがあります。
 4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 間伐面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

計 画	実 行	実行歩合
2,863	707	25

注：(1)の注1、2に同じです。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
166	85	51	166	85	51	—	—	—

注：(1)の注1～3に同じです。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位：延長 km、実行歩合 %

種 類	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	1.3	1.3	100	—	7	皆増
うち林業専用道	1.3	1.3	100	—	—	—

- 注：1 (1)の注1、2に同じです。
 2 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積
該当ありません。

イ 保安施設地区の指定
該当ありません。

ウ 治山事業の数量

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保 全 施 設	3	0	0
保安林の整備	77	75	97

注：(1)の注1、2に同じです。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：面積 ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
—	—	—	—	17.12	17.12

(2) 森林以外より森林への異動

該当ありません。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位：面積 ha、材積 千m³、延長 km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採	総 数	総 数	(10) 350	329	178	168	163	148	170	209
		針 葉 樹	349	310	178	168	163	148	170	209
		広 葉 樹	2	19	—	—	—	—	—	—
立 木	主 伐	総 数	153	170	133	137	130	124	137	156
		針 葉 樹	151	151	133	137	130	124	137	156
		広 葉 樹	2	19	—	—	—	—	—	—
材 積	間 伐	総 数	198	159	45	31	33	24	33	53
		針 葉 樹	198	159	45	31	33	24	33	53
		広 葉 樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造 林 面 積	総 数	307	712	251	231	241	559	601	595	
	人工造林	307	231	251	231	241	559	601	595	
	天然更新	—	481	—	—	—	—	—	—	
林道開設延長		1.0	—							

注：1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳の計が一致しないことがあります。

(2) 分期別期首資源表

区	分	面						
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	
第Ⅰ分期	総 数	14,212	86	100	358	669	1,188	
	人工林	総 数	9,825	82	90	348	658	1,156
		育成単層林	9,784	62	85	333	657	1,156
		育成複層林	41	20	5	15	1	
	天然林	総 数	4,387	4	10	10	11	32
		育成単層林	804				2	21
		育成複層林						
天然生林		3,586	4	10	10	9	11	
第Ⅱ分期	総 数	14,079	552	58	193	571	735	
	人工林	総 数	9,692	552	45	192	557	727
		育成単層林	9,477	358	40	186	547	727
		育成複層林	215	194	5	6	10	
	天然林	総 数	4,387		13	1	14	8
		育成単層林	804					2
		育成複層林						
天然生林		3,586		13	1	14	6	
第Ⅲ分期	総 数	13,898	712	86	100	358	669	
	人工林	総 数	9,290	712	82	90	348	658
		育成単層林	8,896	359	62	85	333	657
		育成複層林	394	353	20	5	15	1
	天然林	総 数	4,608		4	10	10	11
		育成単層林	804					2
		育成複層林	221					
天然生林		3,586		4	10	10	9	
第Ⅳ分期	総 数	13,494	482	552	58	193	571	
	人工林	総 数	8,886	482	552	45	192	557
		育成単層林	8,299	110	358	40	186	547
		育成複層林	587	372	194	5	6	10
	天然林	総 数	4,608			13	1	14
		育成単層林	804					
		育成複層林	221					
天然生林		3,586			13	1	14	
第Ⅴ分期	総 数	13,092	482	712	86	100	358	
	人工林	総 数	8,484	482	712	82	90	348
		育成単層林	7,737	129	359	62	85	333
		育成複層林	747	353	353	20	5	15
	天然林	総 数	4,608			4	10	10
		育成単層林	804					
		育成複層林	221					
天然生林		3,586			4	10	10	
第Ⅵ分期	総 数	12,754	472	482	552	58	193	
	人工林	総 数	8,146	472	482	552	45	192
		育成単層林	7,239	152	110	358	40	186
		育成複層林	907	320	372	194	5	6
	天然林	総 数	4,608				13	1
		育成単層林	804					
		育成複層林	221					
天然生林		3,586				13	1	
第Ⅶ分期	総 数	12,716	800	482	712	86	100	
	人工林	総 数	8,108	800	482	712	82	90
		育成単層林	6,878	317	129	359	62	85
		育成複層林	1,230	483	353	353	20	5
	天然林	総 数	4,608				4	10
		育成単層林	804					
		育成複層林	221					
天然生林		3,586				4	10	
第Ⅷ分期	総 数	12,715	1,160	472	482	552	58	
	人工林	総 数	8,107	1,160	472	482	552	45
		育成単層林	6,554	514	152	110	358	40
		育成複層林	1,553	646	320	372	194	5
	天然林	総 数	4,608					13
		育成単層林	804					
		育成複層林	221					
天然生林		3,586					13	
第Ⅸ分期	総 数	12,717	1,196	800	482	712	86	
	人工林	総 数	8,109	1,196	800	482	712	82
		育成単層林	6,233	550	317	129	359	62
		育成複層林	1,876	646	483	353	353	20
	天然林	総 数	4,608					4
		育成単層林	804					
		育成複層林	221					
天然生林		3,586					4	

注1：表中「*」は、育成複層林の上木の齡級配置を表します。

注2：四捨五入により総数と内訳は合わないことがあります。

単位：面積 ha、材積 千m³

積						材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上	
3,213	5,651	943	456	267	1,282	2,958
2,802	3,902	359	154	34	241	2,452
2,802	3,902	359	154	34	241	2,439
	*	*	*	*	*	13
411	1,749	584	302	233	1,041	506
213	471	6	32	44	15	87
198	1,278	578	270	189	1,026	419
2,150	4,847	2,793	420	363	1,398	2,930
1,993	3,588	1,600	115	77	247	2,362
1,993	3,588	1,600	115	77	247	2,321
	*	*	*	*	*	41
157	1,259	1,193	305	286	1,151	568
103	414	191	8	61	25	130
54	845	1,002	297	225	1,126	438
1,183	2,986	4,868	863	430	1,644	2,891
1,151	2,575	3,029	269	113	264	2,285
1,151	2,575	3,029	269	113	264	2,214
	*	*	*	*	*	71
32	411	1,839	594	317	1,380	606
21	213	471	6	32	59	94
		90	10	15	106	63
11	198	1,278	578	270	1,215	449
735	2,138	4,312	2,229	375	1,850	2,872
727	1,981	3,003	991	65	292	2,244
727	1,981	3,003	991	65	292	2,137
	*	*	*	*	*	107
8	157	1,309	1,238	310	1,558	628
2	103	414	191	8	86	97
		50	45	5	121	74
6	54	845	1,002	297	1,351	457
667	1,177	2,980	3,870	674	1,987	2,852
656	1,145	2,569	2,031	80	290	2,214
655	1,145	2,569	2,031	80	290	2,068
1		*	*	*	*	146
11	32	411	1,839	594	1,697	638
2	21	213	471	6	91	100
		90	10	15	121	72
9	11	198	1,278	578	1,485	466
571	732	2,135	3,579	1,833	2,148	2,830
557	724	1,978	2,270	595	280	2,184
547	724	1,978	2,270	595	280	1,992
10		*	*	*	*	192
14	8	157	1,309	1,238	1,868	646
	2	103	414	191	94	102
		50	45	5	126	70
14	6	54	845	1,002	1,648	474
358	662	1,177	2,916	2,832	2,592	2,814
348	651	1,145	2,505	993	301	2,168
333	650	1,145	2,505	993	301	1,899
15	1	*	*	*	*	269
10	11	32	411	1,839	2,291	646
	2	21	213	471	97	104
		90	10	15	131	59
10	9	11	198	1,278	2,063	483
193	563	731	2,126	2,734	3,645	2,728
192	549	723	1,969	1,425	539	2,077
186	539	723	1,969	1,425	539	1,727
6	10	*	*	*	*	350
1	14	8	157	1,309	3,106	651
		2	103	414	285	104
				50	171	58
1	14	6	54	845	2,650	489
100	356	660	1,173	2,178	4,975	2,725
90	346	649	1,141	1,767	845	2,068
85	330	649	1,141	1,767	845	1,621
5	16	*	*	*	*	447
10	10	11	32	411	4,130	657
		2	21	213	568	104
					221	56
10	10	9	11	198	3,341	497

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位：千 m^3

主伐（皆伐）の上限量の目安（年間）
32.97